

報告の成果と課題

「『水平的直接効果』をめぐる議論からの指令の直接効果概念の再検討 年齢差別禁止原則をめぐる ECJ の裁判例を中心に」

慶應ジャン・モネ EU 研究センター 共同研究員
柳生 一成

本報告では、EU 法の二次法のうち指令の直接効果の定義について、相違する 3 つの定義を取り上げ、定義の中の「個人の権利」「援用」と「個人の義務」という要素に着目しつつ、現在の欧州司法裁判所(ECJ)の裁判例を説明するのに、どの定義が適切かを検討した。

その際に、ECJ の年齢差別禁止に関連する一連の裁判例、すなわち Mangold 事件から Küçükdeveci 事件を検討の素材とした。というのも、Mangold 事件には、指令に反するドイツ国内法を私人間の訴訟で排除したかのような判示があり、ECJ が従来は否定してきた水平的直接効果を認めたのではないかとの論争が沸き起こり、それは指令の規定の援用によって個人に義務を課することは出来ないことを前提とする従来 of 直接効果の定義に変容を迫るものだったからである。結局、Küçükdeveci 事件によって指令の水平的直接効果は否定されたけれども、その間に出された ECJ の判決に付された法務官意見等からは、人権(基本権)の保護を目的として指令に水平的直接効果を認めるべきとの主張が読み取れた。これは、Faccini Dori 事件等に付された、水平的直接効果を認めるよう主張する従来 of 法務官意見等とは傾向を異にする。

結論として、検討対象の裁判例からは、指令の特定の規定を個人が国家に対して援用する権利という従来 of 支配的な指令の直接効果の定義を変更する必要性は認められないものの、上記のような基本権を重視する傾向を考慮すると、リスボン条約によって法的拘束力を得た基本権憲章との関係等を考えつつ指令の水平的直接効果の議論をとらえる必要性を指摘した。

報告後の質疑では、庄司克宏教授(慶応義塾大学)から、直接効果の定義の相違から来る具体的な事案の解決への違い、学説を離れた、ECJ の直接効果についての実際の判断の方法について、さらに問題となっている Mangold 事件の 78 段落は ECJ の裁判所の作業言語であるフランス語でどうなっているかについてご質問を頂いた。また、上田廣美教授(亜細亜大学)からは、指令の実施期限前の直接効果についてご質問を頂いた。上田教授のご質問は Mangold 事件のもう一つの大きな争点であり、「(期限)前かつ水平的直接効果(“Horizontale Dritt-Vor-Wirkung”)のうち、時間上の関係から今回の報告の対象外とした「(期限)前(Vor-)」の部分に関するもので、この部分に関する考察もより深めていくのが今後の大きな課題の一つとなった。